第 196 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会　議事概要

開催日時：令和８年９月 17 日（木）11：00～14：14
場　　所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎４号館８階）
出 席 者：
〔提案募集検討専門部会〕 大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、宇野二朗構成員、髙橋滋構成員、平田彩子構成員
〔政府〕橋本憲次郎内閣府地方分権改革推進室長、藤原俊之内閣府地方分権改革推進室参事官、佐々木奈佳内閣府地方分権改革推進室参事官、大上明子内閣府地方分権改革推進室参事官、黒田夏子内閣府地方分権改革推進室参事官、福西竜也内閣府地方分権改革推進室参事官、澤野宏内閣府地方分権改革推進室企画官、松田和香内閣府地方分権改革推進室企画官
※各府省庁の出席者については配布資料を参照
主な議題：令和８年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省庁からのヒアリング）
令和８年の提案募集方式に係る重点事項について（地方分権改革推進室からの報告）

１　関係府省庁からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

＜通番９：国有林野に係る保安林内作業許可及び代替施設の設置確認等の実施主体の見直し（農林水産省）＞

（大橋部会長）１次ヒアリングのときには、全体の件数がどんな状況かについて、提案団体の説明と国の説明が少し違っており、我々も実態はどうなっているのかが心配だった。問題になっていたのは、代替施設の確認と作業許可の部分について窓口が２つになっているのが大変だということと、都道府県が現地確認する際に、ふだん出入りしていないところで作業するのは、やはり件数が少なくても負担が大きいということであったが、今回このような形でアンケート調査を事務局と共同でやっていただき、確かにそういう実態があるということを確認いただいた。

そこで、提案としては事務主体を変えていただきたいというところ、都道府県の負担が伴わない仕組みにするという回答だったので、どのような形で負担が伴わない仕組みになるのかというところが関心事であった。見直し後の業務フロー図を見ると、作業許可と代替施設の設置確認との両方を国で担っていただけるということなので、これは提案と合致しているものだと確認した。

また、提案募集方式は年単位で動いている仕組みで、年末に対応方針をまとめなければいけないが、そのときに今お聞きした内容について、どのようなスケジュールで、どのような形で地方公共団体にお示しいただけるか。法令改正や通知等の方法はあると思うが、その辺りについて再度確認させていただきたい。

（農林水産省）あくまでも現在省内で法令等の検討をしている内容ではあるが、森林法施行規則、それから、国の通知である事務次官通知や長官通知で定めている内容であるため、これらを改正して、代替施設の設置等の確認は国が実施することとしたいと思料している。年度内には何とかしたいと考えている。

（大橋部会長）承知した。つまり、法システムの方を今お話にあったように規則、通知レベルで改正いただき、国が主体となって実施する形で明記いただける内容だと承った。そうすると、本件については提案団体の心配や支障も解消されると受け止めた。

＜通番８：市区町村が行う障害年金を含む国民年金事務の日本年金機構への一元化（厚生労働省）＞

（大橋部会長）国民年金事務の一元化という方向に向けて、歩み出しをしていただけると受け止めた。

まず、障害年金事務の一元化については調査から入るということだが、この調査の実施方法と具体的なスケ

ジュール感についてお聞きしたい。特に今回の場合は、市区町村窓口が非常に苦労しているということに伴う調査となるので、事務局と相談いただくのは大前提で、スケジュールはどのような形で、いつまでに調査を行い、どのように結論を出すお考えなのか、今の見通しを教えていただけるか。

（厚生労働省）まずこの調査であるが、今後、調査方法や調査内容をどのように行うと、課題について検討を進めることができるかということをしっかり考えて、まず調査設計を行う必要があると思っている。その際には、先ほど説明の中であったが、住民の方への影響であるとか、あるいは市区町村内の福祉施策との連携にどういう影響があるのかとか、あるいは市区町村、日本年金機構の事務処理体制等への影響がどうなるのかといったことを丁寧に把握する必要があると考えている。市区町村の事務だけではなく、今申し上げたような、関係するものについてしっかり状況を把握する必要があるだろうと思っている。

そういったことを含めて検討を進めて、令和９年度に調査を行って、その結果を集計・分析した上で必要な対応を検討していきたい。したがって、結果をどこまでどの時点で出す、判断するというところまで今はイメージが持てていないが、なるべく早く調査の検討を行って調査を実施し、また、その結果を踏まえた判断、御相談というのをしていきたいと考えている。

（大橋部会長）今回は提案を受けての歩みなので、どのようなところに痛みや困難があるのかは具体的に提案団体から示されており、今回、追加提案団体まで含めると非常に提案団体の数が多いので、これは普遍的な問題として出てきていると思う。審議会などで優秀な自治体を１つ選んで実態を聞くのではなく、様々な自治体の声を是非丁寧に拾っていただき、調べていただきたい。これは取組なしで済むような問題ではないと思うので、一元化に向けてどのような形で進めていくかということについて是非具体的に検討いただきたい。令和10年や11年になって、当部会等で検討するようなことがないように是非進めていただきたい。

次に、２次回答の中で障害年金事務とそれ以外を区別されたのは、どのような趣旨かについて御説明いただきたい。

（厚生労働省）障害年金については今申し上げたが、それ以外の国民年金事務、例えば資格取得の申請等がある。こういったものについては、例えば市区町村で国民年金の手続をする場合には、国民健康保険の手続と合わせてやっていただいたり、あるいはその他関連する手続をする際に同じタイミングで様々手続をやっていただくということがあるので、その際に国民年金事務だけを年金事務所に移してしまうと、結局２か所に行って手続をしなければいけなくなるという点があり、この点はやはり住民の方の利便性であるとか、あるいは我々、日本年金機構や市区町村役場の方の事務にかえって非効率なところが出てくるだろうと今考えているので、そこは区別をして考えさせていただいているという考え方である。

（大橋部会長）提案は障害年金事務だけではなくて国民年金事務の一元化についても出ているので、自治体の声を丁寧に拾っていただきたい。また、おそらく障害年金の方が一般の人には分かりにくい、専門的で難しい問題が多く含まれていると思うので、そこについて丁寧に調べるという形で分けていただくのは合理的だと思うのだが、それ以外のところについては、逆に市区町村では今オンライン化が進んでいて、かなり対応できている部分もあるので、そうだとすると窓口は一元化しやすいのではないかというような声もある。

そうすると、やはりネックになってくるのが、国民年金手続のオンライン化が進んでいないという点で、他の分野における手続のオンライン化の進捗状況と比べて進みが遅いところがある。今日お話があったオンライン申請の手続等について、利用率を上げるために、まずは窓口相談を充実する方向で進めていただきたいが、その前提として、なぜまだ利用率がこれだけしか上がらないのかについての原因分析がないと、何をどのように改良していくかというステップを踏めないと思うが、どのように整理されているか。

（厚生労働省）正におっしゃる問題意識は我々も共有しており、できるだけオンラインで完結する世界というのが目指すべきところだというのは私たちも目標としているところである。

年金関係のオンラインの手続というのは、我々はお客様と言っているが、厚生年金の関係は事業主がお客様

になるわけであるが、個人の方と事業主の両方のオンライン化を我々は進めてきているのであるが、厚生年金等の事業主を相手にする方は、定期的にかつ大量に手続きをしていただくというのが多いことから、これは結構オンラインの手続が進んできている。主要な届書の関係では70%以上が実現している。一方で、今回の国民年金は個人のお客様ということになるわけだが、こちらは実はそれほど頻繁に手続があるわけではない。

一方で、今は紙でも手続ができるようにしているため、市区町村に行っていただいているということはあるわけだが、まず、しっかり手続を漏れなくやるということが我々の一番の使命であるので、例えば強制的に全部デジタルというかオンラインに切り替えるとしてしまうと、やはりそれができない方も出てくることから、それは紙などで市区町村あるいは年金事務所で対応していくということは必要だと思っているということで、例えば全てに高い目標を設定して一気にわっとやっていくというのは、事務の性質上、なかなか難しいところがあると思っている。

したがって、これまで先ほど資料の中でも御紹介している目標設定があるし、これまでの実施率というのがまだ全体で見ると低い感じになっているが、ここはやはりしっかりこれまでの取組に応じて実現してきている実績数値も見て、それが今度はどれくらい伸びていくかということもよく見ながら、地に足をつけてやっていかないと、個人の方々に広めていくのはなかなか難しいというのが実感であるので、ここをしっかりよく捉えながら、ただ、目標というか目指すところはしっかり高く持って進めていくということだと思っている。

（大橋部会長）このオンライン申請の問題については、個人的な経験から申し上げると、障害関係の手続はあまり親切ではないと感じる。紙ベースで進んでいて、しかも、近くの区役所などでは、障害のある方が一度窓口へ行って紙の申請書をもらい、再度提出しに窓口に行くといったことをやらせているところもあり、障害のある方向けの手続として、かえって不便ではないかと感じる。税金については、最近e-Tax等の利用率が高まっている。確定申告も、初めの頃は使い勝手が悪かったが、最近は適切にデータを蓄積できたり、計算もきれいにやってくれたりするので、使い勝手がよくなっている。やはり、そのようなユーザーフレンドリーな設計や内容が盛り込まれていかないと、単にシステムを開発したからと言って、数字が伸びるようなものではないと思う。特に今回の場合は、扱う方が高齢であったり障害をお持ちであったりするので、なおさらそのような親切な設計に配慮していただく必要があるのではないか。

その上で、特にオンライン相談が大事だと思う。手続をするに当たって、やはり聞かないと分からないところがあり、聞いた上で、オンラインで入力して簡単に手続ができるような相談の仕組みまで含め、どのような形で実装に向けて進めていくのか、スケジュールを伺いたい。

（厚生労働省）今まで御説明したのは、オンラインの申請、様々な手続に関してであるが、部会長から御質問があったのは更に申請以外の年金の相談一般も含めてということかと思う。そのような相談についても、市区町村でのオンライン相談を試行しているが、将来的にはオンラインのビジネスモデルというものを進めていって、お客様サービスを充実させるという方向で進めていきたいと日本年金機構とともに検討しているところであり、資料の７ページにも書いているが、今もチャットボットを使ったものであったり、YouTube動画などを充実させ、市区町村だったり年金事務所の窓口に来なくても様々な情報を得られるようにすることも行っているところである。

その上で、相談需要というものの減少を図る、基本的な相談についてはそちらで解決できるようにするということであるとか、相談対応業務の負担減を図っていくのであるが、今後のことで言えば、スマートフォンやパソコンなどを活用してオンライン年金相談環境を構築する、自宅から対面と同等の相談を行っていくということである。これは日本年金機構とも相談をしているが、結構大きなプロジェクトであろうと思っている。やらなければいけない、検討しなければならないことが多くあると思っており、それはセキュリティの関係だとか、個人情報保護の関係であるとか、非常に重要な課題があるので、次期日本年金機構の中期計画期間中での実現というものを目指していきたい、少し時間はかかるかと思うのだが、このような方向で考えていきたいと

思っている。
（大橋部会長）使い勝手が悪い仕組みができ、それが固定化されてしまうと何にもならない。今も提案団体などが実際に困っている相談事項があるだろうから、そのようなものをシステム開発など進める中で丁寧に拾っていただいて、反映していただきたい。その上で、日本年金機構の次期中期計画期間内で実現を目指すとのお話であったところ、やはり令和11年度に前倒しするなどなるべく早く実現していただきたい。
（厚生労働省）御指摘を踏まえて努力していく。
（髙橋構成員）オンラインの申請利用率については、事業者による申請については７割まで来たということだが、例えば税金では、90%近くのオンライン利用率になっている。他の分野の事業者が適切に法令に基づいて行わなければいけない主要な事務について、どの程度までオンライン化が進められているのかという比較をして横並びで見ないと、こういう改善は進まないと思う。７割だから良いということではなくて、もっと頑張っていただきたい。他の分野はより利用率が高いため、よろしくお願い申し上げる。この意味では、DX等に関するお話がなかったので、どのようなところに課題があるのかを自覚し、改善していただく必要はあると思う。
　セキュリティの話だが、例えばデジタル庁などとも相談すれば、セキュリティに関する課題にも早期に対応できるのではないか。
　また、離島３島のオンライン年金相談でどのような課題が出たのか。実際、対面に近い状態で行われたと思うので、生じた課題について教えていただきたい。
（厚生労働省）離島３島で実施中のオンライン年金相談に関して言うと、必要書類、関係する書類というものを電子的に添付していただくということであるとか、あらかじめ予約をするための予約機能の整備であるとか、本人確認を具体的にどうやっていくとか、実際に実施していく上での様々な課題はあると聞いているのと、離島における相談というのが実際にそれほど多くない中でのことであるので、それを今後大規模にしていくとどれくらいの影響が生じるかというのは、また別に考えなければいけないと思っている。
　確かにセキュリティの問題や本人確認をより効率的・合理的に行っていくということも大事なのだが、日本年金機構、年金局に求められていることとして、個人の情報をしっかりと守ることを非常に高いレベルで世の中から期待されていると思っているので、そこをよく両立していきたいと考えている。
（髙橋構成員）承知した。適切にデジタル庁とも相談して進めていただきたい。
（大橋部会長）デジタル化とかオンラインの問題は、提案募集検討専門部会でも多く出てきている。他の案件ではデジタル庁も同席していただき、先行する分野では様々な知恵とか工夫とかやり方があり、本提案を実現する上でも、先行事例やこの提案に限らない共通の課題はあると思うので、先行事例等から是非積極的に取り入れていただきたい。事務局を介してデジタル庁からも知恵を頂き、なるべくシステム開発の時間を短くして実現していただければと思う。
（宇野構成員）障害年金の事務の日本年金機構への一元化について影響調査を実施するとのことであったが、論点を見ると、例えば住民サービスへの影響など、実際に近いところがいいのではないか、あるいは他の事業との連携で問題が生じないのかというような、どちらかというとおそらく問題があるのだろうという前提に立っているように思われる。そうではなく、一元化したときにどのように解決できるのかということを踏まえて調査していただけたらと思う。
（大橋部会長）やはり年金事務は難しく、自治体の規模が小さくなるにつれてマンパワーが少なくなっているという構造がある中、年金事務のような難しい事務をやって疲弊しているのが現状であるため、負担が軽減されるような形で整理いただければと思う。

＜通番20：都道府県労働委員会委員の任期の見直し（厚生労働省）＞

（大橋部会長）今回、アンケートを取っていただいたが、厚生労働省説明資料の最後に記載のとおり、認識が一

致しているとは言えないという問題があったり、法律で一律に任期を延長することは困難だということがあるとしても、私どもは法律で一律に延長することをお願いしているのではなく、やりたいという地方公共団体が任期を延ばすような条例による延長を可能とすることについて検討いただきたいということである。

本部会では今までも、例えば、司法機能を発揮するものは任期は２年でなければならないという話が出てきたが、司法機能を果たすところでも任期が長いところはあるという話をしたり、また任期を２年より長くすると的確な人が選べなくなることや、外部状況の変化を反映できなくなるなどおっしゃったことを一個一個解消して今日に至っている経緯からすると、この段階で更に時間をかけて支障について調査する必要が本当にあるのか率直に言って疑問である。

この問題の出発点は、実際に提案団体の事務局などで任期２年だと頻繁に人事案件の事務手続をしなければならない状況があるが、実際には任期を何回も延長している状況にある。そうすると、再任が一般化している中で人事手続に人手を取られてしまっているという実際の支障が地方公共団体レベルでは出ているということなので、その支障の解決に向けて一緒に考えていただきたいということである。

厚生労働省がこれから精査と言っているところについては、今日の話を聞いても支障がないという意見が多かったと思うので、是非希望する自治体については条例で任期延長を検討できるような仕組みに舵を切っていただきたいと思う。

（厚生労働省）御提案の自治体がそのような御見解や御意見をお持ちであることは受け止めている。

一方で、制度自体の見直しということになるので、労働委員会の制度に関しては、制度趣旨はこれまで御説明してきたとおりではあるが、特に人事案件に関係する話でもあり、どうしても関係者のコンセンサスが必要になってくることも事実である。

したがって、都道府県の事務局や都道府県の知事部局の御意見は当然重要だと思うがそこで実際に影響を受ける方々との意見が食い違っているところをどうすり合わせられるかとか、あるいはこの問題は、労働者、使用者それぞれ団体もあり、その団体には地方の団体もあるし、全国的な団体もある。制度の見直しの可否に関して検討を行う場合には、そういったところの一定のエビデンスというか、データが必要になってこようかと思う。

これが我々の現時点での見解であり、そういう意味で、簡単に言ってしまうと見解が相違する部分もあるが、どのように支障を解消することができるのかというのは、例えば個別に条例制定に「賛成」と回答した自治体に追加でアンケートを取ってみたり、そういったことをもう少し重ねながら考えていく必要があるのではないかというのが我々の受け止めである。

また、今日、部会長に御指摘いただいたということもあるので、我々としてはそういう意味で実態を詰めながら、当然、地方分権改革推進室事務局とも相談しながら、スケジュールに関しても相談はしていきたいと思っている。

（大橋部会長）実際に支障が出ていることが地方公共団体から寄せられている案件なので、その支障に対して、それをどう改善するか、不可であれば不可であることを論理的に説明いただきたい。少なくとも今日まで聞いている範囲で言えば、論理的な反論はなかったと思う。

また、実際に条例を制定しようと思った団体が条例を制定する場合、議会の承認は必要であるし、関係者が大反対の中で制定しようとする自治体はないわけで、そこで個別に調整してもらえばいいだけの話だと思う。

アンケートを見ていると、労働関係の団体について一部認識の違いについての意見が見られるということで、それ以外のところについては問題ないというアンケート結果だと思う。そうすると、アンケート結果の集約の仕方としても、一部の利害関係者に対して配慮し過ぎではないかという気がする。本提案について、まだ正面から向き合っていただけていないという印象を持つが、いかがか。

（厚生労働省）もちろん事務局、委員と推薦団体それぞれに関して御意見は聞いている。この問題は制度の見直

しがあるので、事務局の受け止めも当然我々は理解するし、一方で、我々の立場として、この制度を見直すに当たって当然影響を受ける関係団体、それから、委員御本人に関する御意見は聞かないわけにはいかないという理解である。そういう意味で、コンセンサスが本当に得られるのだろうかということや立法事実もあるのかというところも含めて、我々としてはもう少し精査をしていきたいという立場である。

（髙橋構成員）労働団体に対してほかの委員会の任期が例えば４年、３年、４年みたいな事実を示した上で、条例で場合によっては延長できる制度に変えるということもありだろうかということを具体的に御相談されているか。

（厚生労働省）この専門部会に関しては当然公表の場という理解であるので、関係団体にもそういった話がある旨、情報はお伝えしている。もちろん、様々な案件があるので、そういった中でこの件に関しても少し状況を共有しながら、今後、御相談をすることはあるかもしれないとはお伝えしている。

（髙橋構成員）エビデンスを示した上できちんと御相談されているかどうかという話だ。エビデンスを示していただいた上で、労働団体と早急に御調整いただきたい。また、労働団体の２年の任期については、労働委員会の任期と一致しているわけではないのではないか。例えば、任期の日付が６月なら、改選は６月になるが、労働団体の改選期日は４月とか12月とかいろいろある。そうすると、ずれているのであれば、その時点での改選もあり得る。そういった意味では、労働団体の任期が２年だということを理由にして、必ず任期も２年でなくてはいけないという話にはならないと思う。

（厚生労働省）労働組合の役職の任期が２年だからというようなアンケートの受け止めはしていない。そういう意味で、もう少し個別に実態を見ていく必要があると申し上げているのは、そういうところだけで判断しているわけでもないし、一方で労働組合も全ての団体が２年だと言っているかというと、恐らくそうでもないと思うので、そこは詳しく見ていかないといけないというような意味も込めている。

（髙橋構成員）では、本当に２年でなくてはいけないのかというところをしっかり確認していただきたい。

（大橋部会長）現行を続けるということは、今も一部の地方公共団体で条例を使って自分たちのところは延長することを安定的にできるという声が一定数あるのを抑えるということになるので、逆に一律というやり方がそういう要請に合っていないという事情があるので、そこを現場が動きやすいような仕組みにしていただきたい点について、きちんと正面から受け止めて御検討いただきたい。

（厚生労働省）それは御提案いただいていることも含めて、今日の資料も一律の延長というのはアンケートを見てもやはりどうかと思うので、条例という方法についても精査すると申し上げたのは、今おっしゃったような趣旨も踏まえているつもりではある。

（大橋部会長）やはり実態を見ると、延長してやっているというのは普遍的になっている中で、ほかの委員会と比べて任期の年数が短い部類に入っているという辺りのミスマッチが本提案の根底にあると思う。だから、実態に合わせた形で歩みたいというのはそれなりの合理性があると思うので、是非提案の趣旨を踏まえて御検討いただきたい。

（勢一部会長代理）アンケートもしていただいたし、是非前向きに御検討をお願いしたい。本提案は提案団体に全国知事会が入っており、都道府県の首長の意向、強い要望として受け止めていただき、是非実現してほしい。

先ほどアンケートの御説明にもあったが、事件数が少ない団体においては、委員の任期が長いほうが経験を積める、むしろメリットもあるのだということも出ていますので、やはり団体によって違いがあるというところは是非受け止めていただき、各団体の多様性を尊重するような形で運営ができるようにという工夫をお願いしたいと思う。

２年の短い任期の方が、アンケートの中には任命後に適格性に欠けることが判明した場合の交代させる機会として重要だという意見があったが、たとえ２年の任期があったとしても、適格性に欠けることが判明した場合には、やはりその時点で法的にも交代をできるわけであり、それを理由に短い任期をというようなことは合

理的ではないと思うので、是非個別の意見も法の趣旨に沿って制度所管官庁として合理的であるかどうかというところで整理をもう一度していただければと思う。

（宇野構成員）精査をするということで書かれていた中に、再度、適格性の確認に悪影響を及ぼすおそれがないか等３点書かれているが、今回のアンケートの中でもほぼ判明していることもあるので、これをさらに精査するということではなく、今回のアンケートを有効に活用いただいて結論を出していただければいいのではないかなとも思う。

また、最後に関係当事者のコンセンサスを得られるかという懸念を挙げられているが、これもコンセンサスが得られないかもしれないから都道府県単位の条例化は難しいのではないかという結論ではなく、それも踏まえて条例化ということを制度化していけばいいのではないかなと思うので、条例での任期延長を可能にするためにはどうしたらいいのかという観点から精査をお願いしたい。

（厚生労働省）引き続き精査はしたいと思う。

（大橋部会長）精査という言葉は、私はあまり似つかわしくないような気がして、実際にここに出ているような悪影響とか有効発揮とかというのは、今回のアンケートとか今までの議論を見ても支障がないという結論が出ているような項目も相当含まれていると思うので、そこは省いて重点のところを聞いていただければと思う。

この提案に関しては、どのようなスケジュールで進めていただけるのか。

（厚生労働省）現時点でいつまでというスケジュールを申し上げることがなかなか難しいが、もちろん今後、一度ヒアリング、アンケートをやっているわけであるので、そことコミュニケーションを取ることに関してはまず早急に着手ができると思う。

（大橋部会長）年単位で動いている提案募集方式で、年末には結論を出すというような形で、どんな方針で進まれるのかということについては意見をいただく必要があり、そのスケジュールの中で作業いただきたい。年内にできないということであれば、フォローアップ案件という形で、また翌年にわたって同じような議論を繰り返すようなことになるが、論点はここまで明確化しているので、是非実態に合わせて条例での延長ができないかどうかについて、御回答いただければと思う。もしそれが不可であれば、それを不可とする具体的な論拠を整理いただきたい。

（厚生労働省）また整理する。

＜通番28：市区町村が介護認定の訪問調査を委託する際の指定居宅介護支援事業者等に係る資格要件の緩和（厚生労働省）＞

（大橋部会長）指定居宅介護支援事業者等に所属する場合の調査員の資格要件について、事業所に所属する調査員の場合については検討をいただけるということで、その場合の具体的なスケジュールと、指定市町村事務受託法人で認められている整理と同じような形で検討するということか、詳細にお示しいただきたい。

（厚生労働省）御指摘いただいた点については、指定市町村事務受託法人で認められる範囲を参考に検討するということになるかと思う。

スケジュールについては、現時点では具体的に申し上げられないが、関係審議会からの御意見もいただいた上で、なるべく速やかに検討させていただきたいと考えている。

（大橋部会長）提案募集方式は年単位で動いており、今年中にこの点についての方針を示すことが必要なのだが、具体的な方針とか進行スケジュールについてお示しいただけるということでよろしいか。

（厚生労働省）その点も含めて検討させていただきたいと思う。

（大橋部会長）是非具体的にお願いしたい。

次に、個人の調査員の場合について、調査員として豊富な経験を持っている方、例えば市町村OB職員についても、やはり組織所属でない個人については難しいということなのか。

（厚生労働省）繰り返しになるが、法人や事業所に所属をしない個人の方で、例えば市町村のOBの職員などで介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という）の資格を有さない方に対して、個人に対しての委託を可能とすることについては、中立性公正性の観点や、仮に不適切な調査が実施された場合の是正措置を行うといった観点から、慎重な検討が必要であると考えている。

（大橋部会長）今日のお話の中では会計年度任用職員としての任用の可能性を追求いただきたいということで、各自治体において同制度をうまく活用できればよいとは思うが、例えば出来高制に基づくような運用はできないとか、他の職員との均衡といった観点等から現場では同制度について使いづらい場面もあるとの声を聞いていることから、実態を調査いただいた上で判断いただきたいと思うのだが、いかがか。

（厚生労働省）御指摘の会計年度任用職員については、かなり柔軟な雇用方式が可能になっていると認識しているが、御指摘の点も含めて検討させていただきたいと思う。

（大橋部会長）是非、会計年度任用職員制度を活用してどのように柔軟な任用が可能であるかということを、この案件に即してお示しいただくとともに、支障が出るようなケースがあるかどうかについての調査をお願いしたい。

　また、制度的に見ると、資格を有しない個人の調査員のみ、組織に所属していないから雇えない、というのはアンバランスな感じがする。しかも、この方自体が相応の経験をお持ちの方だということからすると、なお個人に対しての委託を可能とすることについて御検討いただきたいと思うのだが、いかがか。

（厚生労働省）１次回答の際にも回答させていただいたとおり、一つは調査の質の観点と、中立性や公正性といった観点という両方があると考えている。御経験がある方について、質の面の懸念というよりも、繰り返しになるが、何か課題があったときの中立性や公正性の点から、なかなかサンクションがかけにくいということが課題になっているということであろうと考えている。

（髙橋構成員）１次ヒアリングで申し上げたと思うが、介護保険法には秘密保持規定とかみなし公務員規定がある。さらに、法人に対して、特に現行制度においては是正措置があるのだが、仮に個人についてもこういう制度を作るとなれば、同様の是正措置というのを設けることは可能だと思う。したがって、例えば一定の業務委託の禁止であるとか、登録の削除とか、もしくは過料でもいいと思うが、様々な形での是正措置は考え得る。今そうした措置がないからということではなく、個人に委託した場合にどのように適切にサンクションをかけることができるのかという観点から制度設計していただきたいと思う。

（厚生労働省）先ほど御指摘いただいた点は御検討させていただきたいと思うが、繰り返しになるが、現行、例えば市町村の元職員の方で御経験がある方については、引き続きその市町村から直接非常勤の職員として働いていただくことが可能なのではないかと考えている。

（髙橋構成員）これだけ縮小社会になっていて、様々なマンパワーを総動員して地域のサービスを維持しようという時代なので、そこは多様なメニューを提供するという観点から御検討いただきたいと思う。１つの選択肢だと、それに当てはまらない、もしくは使いにくい自治体の状況というのはあり得る。団体の実情に合った選択肢をもう一つ提供するという観点で、積極的に考えていただければ有り難い。

（厚生労働省）検討はさせていただく。

（大橋部会長）中立性公正性については、介護保険法にある規定で十分だろうと考える。ただし、個別のサンクション規定等まで十分かと言われると、現行制度を前提にすれば、先ほどの御説明のとおり足りていないのかもしれないと思う。

　しかし、提案募集方式は、法令改正も含めて対応していただきたいという制度であって、法令改正まで視野に入れると、経験があるOB職員で活躍いただきたい人材が地元にいるが、この個人に委託しようとするとサンクションの問題が解決できないので委託できないというのは、宝の持ち腐れである。このような人材に適切にサンクションがかかるようにするというのも方法としてはあり得るというのが髙橋構成員から指摘があった

点である。

我々としては、他の担保手段、例えば委託する個人に対して何らかの形で縛りを設けるような取決め等でもよいのだが、サンクションがかかるような規定を用意することを検討いただき、資格を有しない個人に対しても委託が可能となるよう検討いただきたい。

会計年度任用職員制度の活用は、一つの有力な方法だと思う。一方で、使いにくい場面があるという話も聞いているので、その部分も精査し、ダブルトラックで検討いただきたい。

＜通番 19:マイナンバー利用事務に不動産登記事務を追加すること等（デジタル庁、総務省、法務省、財務省）＞

（大橋部会長）総務省からは社会全体のデジタル化という観点から進めたいという御意向が示され、法務省からも今回の提案について重要性は御認識いただいた。ただ、２次回答において、本年４月から法務省は新しい制度を始め、提案それ自体としては現時点で必要性を感じておらず、本提案を進めるにはシステム改修の大きな費用がかかるため、法務省の予算から拠出することは極めて困難な状況にあるという見解が示された。しかし、今回の話は不動産の登記情報という社会的なインフラに関するもので、それが行政制度全体として活用していくのにはふさわしいものだという観点からすると、デジタル庁がこのような仕組み全体について担当されているので、最後に御懸念として出ていた予算面での困難という点については、デジタル庁が中心になって各府省庁合同でこれを進めていただけないか。

（デジタル庁）あくまで不動産登記事務をマイナンバー利用事務として、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加することについては、制度所管省庁である法務省、総務省において議論、検討されることがまずは前提になると思っている。ただ、デジタル庁も緊密に連携して、法務省の資料でも２ページに①から⑥まで書かれていたが、今、部会長からあった最後の予算計上についても、いわゆるシステムの予算の一括計上という仕組みがデジタル庁にはあるが、必要性などが整理されて、また、その整理をする過程でも、デジタル庁として技術的な観点あるいはマイナンバーの制度的な観点から、僭越ながら、丁寧に、連携して技術的助言を行い、適切な額となったら、もちろん財政当局とも話をしなくてはいけないが、これが適正である、必要であるということが整理されたら、一括計上予算あるいは予算プロセスの中で財政当局と相談をしていくという道筋になる。我々だけでそこは任せてくださいということを言うのは難しいが、連携して、デジタル庁もその一翼としてしっかり取り組んでいきたい非常に重要な政策テーマであると認識している。

（大橋部会長）事前にデジタル庁のホームページを拝見したところ、国の情報システムの統括・監理というような説明があり、その中で、こういうものについては予算をデジタル庁が一括計上し、それを配分して政府全体の方針に従った戦略的な投資をこのデジタル分野で行うのだというような枠組みが示されていた。正に今回の話は、マイナンバーをどううまく使うかという細かい話を超えて、不動産登記情報というのは基幹的な仕組みをいろいろな行政分野で使うことが将来的に必要になることを示唆するような案件である。本日は各省庁が揃っており、先ほどの総務省からの発言を見ても、こういうものは大事だという意思が感じられ、法務省からは予算的なところで御懸念が出ているということなので、是非ここはデジタル庁を含めて各省庁で積極的に関与いただき、マイナンバー利用事務として整理できればよいと思う。

（デジタル庁）部会長に御指摘いただいたとおり、デジタル庁には統括・監理の役割、それから、予算の一括計上の役割がある。もちろん一義的には登記あるいは税を所管している省庁が最も詳しくて、現場の実情も把握しているため、まずは中心的に検討いただく必要があるが、統括・監理の役割を果たす観点で、技術的にこういうやり方もあるとか、あるいはマイナンバー制度の観点でこういう他の例があるのでこうだというのも緻密に一緒にいいものにして、最後の予算計上のときには財政当局とも協議した上でシステムの一括計上という形になっていくと思う。そこは全体で緊密に連携をして、非常に重要な政策というのは明らかになっているので、費用負担の在り方も含めてしっかりと検討の中に入って進めていきたいと思っている。

（大橋部会長）総務省、今のような進め方についていかがか。
（総務省）非常に前向きな回答がデジタル庁からも出されたと思うので、これを前に進めるべく、具体的な事項の検討を我々総務省としても行っていきたいと思っている。
（大橋部会長）以上のような文脈の中でのこの提案の実現ということになるので、法務省の今日の回答に戻るが、一省庁では担い切れないような負担の問題があり、費用負担の在り方の整理という問題を解決する場合の前提問題として重要という指摘があったが、今言ったような形で実現を検討いただくということをお願いしたい。
（法務省）法務省としても、資料の２ページで検討事項として挙げたような点もあることから、デジタル庁、総務省、法務省、国税庁、市区町村、システムの開発運用等の担当事業者といったところと連携しながら、予算措置の在り方も含めて、調整、相談したいと考えている。関係省庁間で調整を進めてまいりたい。
（大橋部会長）是非各省庁で揃って実現に向けてお願いしたい。その前提として、今回、マイナンバーの不動産登記情報を利用するときに、これは税の分野で使うことが期待されることから、その場合に整理として２つある。１つは、マイナンバーの関係事務という形で不動産登記を税に使ってもらうというやり方であるが、これは、具体的には解決するが、他の行政分野のところについては、この不動産登記を使えるかどうかが未知数という整理になる。これに対して、マイナンバーの利用事務というような形でこの不動産登記を位置づける整理をすれば、税のほかに他の行政分野でも不動産登記情報を使える。社会インフラとしての不動産登記事務という観点からすれば、マイナンバー利用事務としての整理というのも一つ有力な射程に入ってくるのではないかと思うが、この点について、法務省はいかがか。
（法務省）今、指摘があったように、マイナンバーを申請の際に提供していただくとなった場合に、登記所の中でどう活用するのか、また、他の行政機関との連携というものはどう考えていくのかというのは正に非常に大事な点だと思うので、その辺りも含めて各省庁と連携を取りながら検討させていただきたいと思っている。
（大橋部会長）先ほどお願いした各省庁での検討という中に、マイナンバーの利用事務、関係事務という扱い方の問題もあって、今回ほかの省庁からも出ている社会インフラとしての不動産登記事務というような位置付けを考えると、情報処理、デジタル化に向けた大きな進展にもなるので、そこまで射程に入れた上で御検討をお願いしたいが、総務省、この点についていかがか。
（総務省）部会長御指摘のとおり、省庁横断的な課題であり、社会インフラとして全体にかかわる話だと思うので、政府全体で一貫して取り組むべきものだと思っている。
（大橋部会長）そういう省庁横断的なものであれば、先ほどデジタル庁から話があった統括とか監理とか予算の検討ということにも乗りやすいかなと思うので、デジタル庁の方も是非そういう方向で御検討をお願いしたい。
（デジタル庁）各３省庁で緊密に連携して検討を進める。
（宇野構成員）各省庁とも積極的に御検討いただけるということで、大変有り難く思っている。ただ、この資料を拝見すると、不動産登記については、既にマイナンバーの検索用情報で２年に１回程度照会という形のシステムを走らせているということで、自分たちはあまり直接的にはメリットがないのだという話があるかと思うが、今回この制度が導入されてくるということになると、おそらくこの仕組み自体もより効率的なものに置き換えていくことができるのではないかと思う。また、実際に地方での作業も膨大になっているので、それらを併せると、国・地方を通じて効率化というものが進んでいくだろう。この短いスパンだけではなく、中長期的に人が減っていく、職員も減っていくという中では、より長期的に見て効率化をしっかりと図っていく、全体としての効率化を図っていくという視点もあろうかと思う。その点も含めて、法務省にも自分のシステムをより効率的なものにするのだという観点も含めて、是非御検討いただきたい。
（法務省）先ほどもお答えしたとおり、実際にマイナンバーを利用するとなった場合にどういうふうに活用できるのかも含めて検討してまいりたいと考えている。
（勢一部会長代理）積極的に御検討いただけるということについて感謝する。私も宇野構成員と同じように考え

たところがあり、１つのシステムを設計して運用に移すまではかなり時間と労力がかかり、せっかく新しい制度ができたのにというタイミングで、その点はちょっと心苦しいところがあるが、やはり中長期的観点から国・地方を通じた全体のインフラを変えていくというところで是非御協力をお願いしたい。そういう点でも、実際に新しい制度を次に実装するためには相応の時間がかかるので、やはり少しでも早く着手して走っていただくというのが大事だなと思うので、是非進行のスケジュールも早めにということでスピードアップしていただけると有り難い。

（大橋部会長）御検討いただけるということなので、是非お願いしたいのが、本部会は年単位で方向性を決めているので、この案件についての進め方について最後に教えていただきたい。デジタル庁、スケジュールを示せるか。

（デジタル庁）スケジュールについては、我々ももちろん積極的に連携したいと思っているが、所管省庁の御事情でもって考えられるべきものだと思うので、僭越ながら回答を控える。

（大橋部会長）総務省は、いかがか。

（総務省）総務省としては、速やかに検討を行っていきたいと思っており、できるだけ早くやりたい。

（大橋部会長）法務省は、いかがか。

（法務省）説明したとおり、関係省庁との検討を要するため、令和９年度中を目途に、どういう形で設計できるのかというような結論を出したいとは思っている。一方、その後のスケジュールにつきましては、他のシステム開発案件のスケジュールへの影響等も考慮する必要があるため、直ちに申し上げられない。

（大橋部会長）そこは事務局とも調整を取りながら検討を進め、その中で令和９年度にどういうことをやって、どんな方針でということを固めていただきたい。

＜通番27：指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置基準等の緩和（厚生労働省）＞

（大橋部会長）栄養士又は管理栄養士の配置要件については、現在、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、条件付きで栄養士又は管理栄養士を置かないことができるとされている。一方、本件の提案団体の指定介護老人福祉施設は定員50人と伺っており、現行制度においては栄養士又は管理栄養士が必置であるが、本提案を受けて、定員40人超の施設がある中山間・人口減少地域について、地域の事情を踏まえ柔軟な運営が可能になるよう、入所定員の上限を引き上げる形で栄養士又は管理栄養士の配置要件の緩和を検討していただけると受け止めた。

　その上で、本件については関係審議会で協議するとあるが、具体的にどの審議会でどのようなスケジュールで議論がなされるのか。また、基準の見直しには省令の改正が必要になると思うが、そこも含めて、スケジュール感を教えていただきたい。

（厚生労働省）介護保険施設の例えば人員や業務の基準に関しては、社会保障審議会の介護給付費分科会において議論いただくこととされている。

　今年度は、令和９年度から開始する、３年１期の次期介護保険計画の期間に向けた、介護報酬の定例改定に向けた議論を令和８年度に実施し、令和９年度から新しい制度に反映する時期に当たるので、基本的には今年度内に必要があれば介護給付費分科会などで議論を進めていくという方向で考えている。

（大橋部会長）次に、ケアマネジャーの配置要件や資格要件については、要件の撤廃は難しいが、資格失効者に対しては柔軟に対応いただけるということと、施設入所者の処遇に支障がない場合には、施設のケアマネジャーが施設と同一敷地内で一体的な運営をしている事業所において兼務可能な範囲を緩和できるよう検討いただけると受け止めたが、こちらについても、具体的に社会保障審議会の介護給付費分科会にかけて、通知等でその旨を周知いただけるということでよろしいか。

（厚生労働省）２点指摘いただいたうちの前者のケアマネジャーの資格失効者の復職、つまり再びケアマネジャ

ーとして業務をしていただくという点については、今回、更新制を廃止するという制度改正を行ったところ。資格失効者は現状の再研修よりも簡素な研修を受講することで、再びケアマネジャーという資格を持って業務が可能となるよう、制度運用の見直しを現在検討している。

それから、特に今回のケアマネジャーについて、当該指定介護老人福祉施設内での兼務は可能だが、例えば併設事業所が指定短期入所生活介護（以下「ショートステイ」という）の場合、ショートステイはそもそもケアマネジャーがその資格を持って行う業務が基本的には想定されていないため、兼務の規定が現状及んでいないことが考えられる。このため、提案団体からの実情も踏まえつつ、入居者の安全の確保も問題ないか、こちらも介護給付費分科会において、運営の基準などの観点から議論をお願いしたいと考えている。

改正する内容にもよるが、形式としては指定基準に関わるものであれば省令改正、あるいは省令の解釈であれば解釈通知改正ということも考えられるが、基本的には省令改正が必要になる可能性があるというところである。

（勢一部会長代理）ケアマネジャーの兼務について、ショートステイでケアマネジャーが業務に従事することを想定していなかったということで、今後そのようなケースも想定しながら何らかの基準を検討いただくことになると思うが、可能であれば、同じような中山間地や離島で厳しい状況にある地域の現状も調査し、本件以外で類似のケースについてもカバーできるように検討していただければと思う。

（厚生労働省）今回、具体的にいただいている提案団体からの案件については、指定介護老人福祉施設のケアマネジャーが、併設のショートステイでケアマネジャーとしての業務ではない、例えば一般の職員として行われる業務、いわゆる介護職員としての業務を行うという取扱いを認めることができるかという点は審議会で議論いただくということが考えられる。

あと、御指摘いただいたとおり、中山間・人口減少地域で介護施設あるいは介護事業所でサービスの持続的な提供が難しい事情が生じている地域もあることは我々も把握している。資料にもあるとおり、今回、法改正により特定地域サービスという類型を設けることになったところであり、そちらについては介護保険制度全体の議論の中で、令和９年度改定に合わせて様々な方面で議論することとしているので、それに沿って対応していきたいと考えている。

（大橋部会長）今回の提案については具体的な形で対応をいただけたと思う。しかし、こういう提案が出てくる根本は、中山間地域等の人手が不足しているところに対して、今回の提案でいうと常勤要件のような形で、具体的な数字を一律に当てはめていることが窮屈だという問題である。このような問題はおそらく今回に限らず、これからも繰り返し出てくると思う。中山間地域等について柔軟な対応ができるような仕組みをそろそろ整えていかないと、このような形で毎回個別具体の制度を取り上げても、根本は同じところにあり、そのミスマッチでずっと同じことが繰り返される。今回の提案を受けた措置については、社会保障審議会の介護給付費分科会で議論されるとのことだが、機を見て、これは同審議会において一度一般的なテーマとして中山間地域における柔軟な対応を可能とする仕組みについて御議論いただき、対応していただきたい。これはこの案件というよりは付言になるが、お願いできればと思う。

（厚生労働省）正にそうした考えの下、今回の法改正で特定地域サービスという類型で、例えば基本的に出来高払いである訪問介護サービスについて、特定地域においては包括払いにすることができること、また、事業モデルの見直しも現状の地域の実情を踏まえて枠組みとして導入することを決定しているので、その具体の中身については、今回の介護報酬改定に合わせた制度の検討で行っていきたいと思う。

ただ、やはりこうして基準を緩和することについては、例えば介護保険法の改正に当たっても、一方でサービスの質の確保や実際に担われる職員に過剰な負担になってはならないというところのバランスも含めてよく検討するようにという御意見や御指摘も頂戴しているので、そこも併せながらしっかり考えていきたい。

２　最後に、地方分権改革推進室から通番 21 についての報告を行い、その後意見交換が行われた。

＜通番21：住所公告の廃止（国土交通省）＞

（澤野企画官）個別に１次ヒアリングを先生方にしていただいた市街地再開発組合等の役員に関するものと、土地区画整理審議会委員の選挙の関係の名簿の縦覧に関するものについては、特に後者、いわゆる土地区画整理審議会の選挙人名簿の場合、必ずしも１人１票とはなっていないという事情もあり、国政等における選挙権の考え方と簡単に寄せられるのか、事務局としては難しいところもあると認識している。さりながら、いずれも制度所管部局である国土交通省や農林水産省から前向きな検討を進めたいという方向での御回答をいただいているので、この場においてはあくまでも横断的見直しの状況について御紹介する。

本日の資料は、先生方にも途中段階のものをお示ししているが、提案団体と追加共同提案団体にも事前にお送りしており、特段、御指摘、御意見等はなかったと理解している。そういったステータスのものとしてお聞きいただければと思う。

３ページ、一番下の部分であるが、今回の横断的見直しの経過としては、各府省庁から、いわゆる今回の趣旨にそぐうと認められるものの提出を求め、大体130条項程度を分析、見直しの対象として整理した。具体的な対象については説明を省略するが、９ページ以降の参考１にリストを御用意している。

４ページから５ページ、これら130の条項を検討していく際の方針として、まず苦情等が寄せられているのかどうかというところ、また、個別の条項の性格・性質や、政策的な意義等との関係性を体系的に見直した上で、要否を考えていくという２ステップで行った。

苦情の有無としては、４ページの上に２ポツがあるが、１事例が確認されている。８ページ、４ポツのボックスに、建築基準法の建築計画概要書の閲覧の関係を記載している。建築基準法の中で住民閲覧ができることとなっているものである。時期は大分前だが、いわゆる訪問事業者等が閲覧し、建築主にダイレクトメールを送るといった事象が発生しており、行政相談として持ち込まれ、総務省から国土交通省にあっせんがなされている。これを受けて、国土交通省から各都道府県の建築指導部局に対して技術的助言を送って改善を求めているが、地方公共団体によっては、規則等の規定整備が進んでいない事例も確認しているため、そうした怠りがないように再徹底をしていただく方向で想定している。

改めて４ページ、２ステップ目の体系的な整理の関係であるが、４ページから５ページにかけて丸数字で示しているように、大きく４つの区分で整理を行った。客観的に見直し対象外と考えられる、法人のみを対象としているものや、②の政策的理由ということで、例えば権利の変換や換地に相当しているようなⅵ、あるいは1つ前の時計文字の部分に戻り、営業活動に関する事業法における個人事業主の扱いが論点になるかと考えている。

次ページ、③は個別に御議論いただいている土地区画整理や市街地再開発の関係。④は、BtoBのもので生命・身体に関係ない業態のものについては、特に見直しの必要性は高いと考えており、②とは別に類型立てをしている。

いずれにしても、結論的には事業活動を規制、誘導するような法令の個人事業主の取扱いが最終的に残ってくるかと理解している。

幾つか事例的に、見直しの対象にはそぐわないと考えられるものも含め、29ページ、参考３にて簡単に御紹介する。

まず、換地や交換分合等に関わるものの事例ということで、都心部の木造密集市街地の改善・解消という観点で権利変換をする仕組みとして制度創設されている密集市街地の防災街区整備促進法である。

特に通し30ページ以降を御覧いただければと思うが、事業を経過させていく中で、従前の権利を従後の区分所有建物に置き換えるための権利変換計画を作る形になっており、31ページに計画事項の中で住所、名称、氏名といったところを包括的に、未登記のものも含めて書くように法定事項として示しており、これらを従前、

従後の関係が適切に分かるように一対一対応する形で全部記載した上で、建物に係る権利について言えば、権利変換計画に位置づけられた建物の整備が整った暁には、全て登記嘱託をするという形になるので、氏名、住所が計画に載っていないことには対抗力を与えられないというところで、必要だろうという理解である。

37ページ、事業法の関係の規律の部分で１例御紹介する。フロン類の使用の合理化法である。第１種フロン類充填回収業は、営業用の冷蔵機器のフロンを廃棄されるときに回収し、新たな記載に改めて再充填するということを回している業態である。あくまでもBtoBのビジネスモデルの中ではあるが、登録時において個人事業主も含めて登録が受けられるように、氏名又は名称、そして、法人の場合は代表者氏名や住所という形で登録内容に係る規定が整備されており、登録簿を一般閲覧に供する形になっている。このうち、閲覧の在り方については、個別の見直し等を行ってしかるべきと捉え得るとの問題意識を持っているところである。

そうした個別をさらった上での見直しの方向性について、スライド８ページ目、５ポツの枠について、事務局としては時間軸を区切った対応、見直し等が必要かという理解をしている。主な論点としては、特に個人事業主の方に、極端な話だが、何か不穏当な事象があったために訴訟を提起する際、その方を被告として特定するときの支障のなさに配慮する必要があるだろうと思っており、当面の間の扱いと中長期的な対応という二つの黒丸を御用意させていただいている。

当面の間については、既に商業登記の実務で対応されている代表取締役等住所非表示措置を参考として、利害関係を証明できた方以外に閲覧を抑制するというものが一定の参考になるのではないかと考えられることから、今年度中に当室から関係府省庁に対して取組を促していきたいと考えている。

最後に、中長期的な対応ということで、既に９月14日付けで、法制審において、法務大臣から諮問がされた上での議論が開始されていると承知しているが、民事訴訟法の見直しの関係で、証拠収集の在り方についても御議論されると承知しており、被告の方が転々と住所を変えて分からない場合などに、裁判所の調査権能を付与するという方向で議論される見通しと聞いている。

このあたりの制度改正の在り方などを拝見しながら、個別制度の法益や、あるいは司法権に寄り掛かり過ぎないためにはどうしたらいいかといった課題も踏まえて、最終的な身の振り方を改めて整理していきたいと考えている。

横断的見直しについては、見通しを含めて以上と考えている。

（大橋部会長）今までこの提案募集は、モグラたたきのように一個一個潰していっており、同じような問題があるのだったら横並びでやるべきということを市川座長もおっしゃっていて、そういう方向性の下に計画策定や経由事務、デジタル等、一般的な仕組み自体についての見直しを進めてきた。今回もそのような中で実施した案件で、一つの種に対して130条項をさらい、その中から改正等の可能性があるものを拾ってきたという、個別の案件処理プラスアルファの横並び改正を検討してきた道筋は、非常に大事なことだと考える。

そのため、その作業の道筋を見せていただくことが、今回この中身を周知すること以上に大事だという問題意識がある。地方分権改革有識者会議等に出していただく際には、130さらってこれだけのものがあったということをお示しいただき、１個の提案課題についてローラー式に検討し、これも提案として進めていきたいということを言えば、提案制度の仕組み自体の射程範囲が広くなるため、是非そちらを強調する資料を作っていただきたい。

（勢一部会長代理）私も部会長と同じで、個々の提案が点ではなくて線になり、面になるという経過を打ち出していただきたいと思う。

（以上）

（文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり）